

# 平成23年度 事業計画(案)

## 第1 基本方針

本県の農業・農村を取り巻く状況は、少子高齢化に伴う農業の担い手の減少、それに伴う耕作放棄地の増加、輸入農産物の増加に伴う農産物の価格低迷、さらには国際化への対応など、非常に多くの課題を抱えている。

こうした中、県では、担い手の確保・育成及び農地の有効利用の推進を重要課題として力を入れることとしており、これらの課題に取り組む主体として、当公社には大きな役割を果たすことが求められている。

一方、公社の経営状況を見ると、平成15年度以降、単年度収支で赤字となり、これまで、過去の収益・剰余金を取り崩して対応してきたが、早晩、内部留保が底をつき、累積赤字に陥る見通しであるなど、大変、厳しい状況にある。

公社としては、県が設置した外部委員による財団法人群馬県農業公社改革検討委員会の報告や県の農業公社改革プラン、さらに公社の組織・経営改革プランを踏まえ、県農業政策において高い必要性を持つ事業と地域ニーズの多い事業に特化・集中するなどの事業の見直し、組織人員体制の再構築などの経営の抜本的な見直しを行いながら、引き続き、より一層の効率的かつ適正な事業の執行に努めるものとする。

平成23年度においては、関係機関・団体等と連携を図りながら、農地保有合理化事業、青年農業者等担い手の確保・育成にかかる事業、自給粗飼料の収穫調整等の受託事業に積極的に取り組むものとする。

また、公益法人制度改革により、新たな法人への移行は必須であることから、新しい公益法人制度に移行のための準備、検討等の取組みを進め、23年度内の公益認定申請を目指すものとする。

### 1. 農地保有合理化事業

農業生産を支える農地の有効利用の促進は、県農政の重要な課題である。

市町村、農業委員会、JA、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体等の地域レベルとの連携を密にし、農地売買の大幅な拡充を図り、認定農業者等の担い手への農地の集積をさらに推進する。

また、市町村段階の農地利用集積円滑化団体との連携強化は、合理化事業の拡充を図るためには必須であり、積極的に働きかけていくものとする。

### 2. 担い手の確保・育成事業

本県農業の持続的な発展を図るためには、農業を担う人材を確保・育成することが必要である。

青年農業者等育成センターとして、「群馬県就農促進方針」に基づき、関係機関・団体等と連携を図りながら、就農希望者等に対する就農啓発や就農相談活動等を実施する。

また、農業後継者育成基金の運用益を活用し、農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活動等を支援するほか、事業内容を見直し、新規就農者等の支援に関わる県内諸組織と連携し、真に担い手の確保・育成に結びつく事業に活動を強化する。

### 3. 粗飼料収穫・調整受託事業等

飼料用作物（飼料用イネ、トウモロコシ、ソルゴー等）の収穫・調整作業の受託を継続実施する。

また、耕作放棄地の有効活用を市町村等に働きかけ、公社保有機械による整備を推進する。

## 第2 事業計画

### 1 農地保有合理化事業

農業経営基盤の強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、市町村、農業委員会をはじめ県、農業団体等との連携をより緊密にし、次の各事業を実施する。

#### (1) 農地保有合理化事業（農地売買等事業）

規模縮小農家等から農用地等を買入れ又は借入れて、認定農業者等担い手農業者に売渡し又は貸付ける。

#### ア 担い手支援農地保有合理化事業

##### (7) 農用地等貸付事業

区 分		借 入 計 画			貸 付 計 画		
		件数	面積 (ha)	金額 (千円)	件数	面積 (ha)	金額 (千円)
農 地	年払い	15	4.0	240	3	4.0	240

##### (イ) 農用地等売渡事業

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積 (ha)	金 額 (千円)	件 数	面積 (ha)	金 額 (千円)
農 地	65	24.0	270,000	52	17.4	194,561

#### イ 農地保有合理化促進事業

##### (7) 特別タイプ（担い手育成タイプ）

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積 (ha)	金 額 (千円)	件 数	面積 (ha)	金 額 (千円)
農 地				1	0.7	20,000

#### ウ 一般事業

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積 (ha)	金 額 (千円)	件 数	面積 (ha)	金 額 (千円)
農 地	10	1.0	30,000	8	1.0	25,700

## 2 担い手の確保・育成事業

### (1) 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益により、農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活動及び組織活動を支援する。

区分 (予算額)	事業内容	対象者等	時期
農業後継者定着化促進事業 (1,960千円)	1 就農・結婚相談活動の委託 2 青年農業士等の活動の助成 3 地域の就農促進活動の助成	委託先 群馬県農業経営士協議会 助成先 県内3団体(年1回) 助成先 県内6団体	通年
農業青年仲間づくり活動促進事業 (880千円)	1 視察・事例調査等への助成 2 共同プロジェクトの実施への助成	助成先 県内17団体(年1回) 助成先 県内4団体(年1回)	
農業青年組織活動事業 (660千円)	1 県内全体を活動範囲とする団体への助成 2 農業事務所農業振興課又は農業指導センターが管轄する地域以上の広域性を持って活動する団体への助成	助成先 県内9団体(年1回)	
合計 3,500千円			

### (2) 青年等就農支援事業

青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法(以下「青年等就農促進法」という。)に基づき、県青年農業者等育成センターとして就農を希望する青年等に対する就農相談・無料職業紹介等の支援活動を実施する。

区分 (予算額)	事業内容	対象者等	時期
青年等就農支援事業 (3,386千円)	1 就農支援活動の推進	就農関連情報収集活動の実施	通年
	2 就農相談活動の実施	就農希望者への情報提供 新規就農相談会への参加	
	3 職業紹介活動の実施	求人・求職情報の収集・管理・職業紹介	
	4 就農支援資金の貸付の促進	就農支援資金申請手続き指導等	

(3) 就農支援資金の貸付

青年等就農促進法に基づき、県青年農業者等育成センターとして就農を希望する青年等に対し、就農研修及び就農準備に要する資金の貸付けを行う。

- ア 貸付対象者 新たに就農しようとする青年等で知事から就農計画の認定を受けたもの（認定就農者）又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者で知事から就農計画の認定を受けたもの（認定農業者）

イ 資金の種類

- (7) 就農研修資金 就農に必要な技術・経営に関する実践研修を行う場合の資金  
 (イ) 就農準備資金 経営基盤のない者が就農先を選定する場合の資金  
 (ウ) 貸付条件等

区 分	貸付限度額	期 間	利 子	償 還 期 間		据 置 期 間	
				平 場	条件不利地域	平 場	条件不利地域
就農研修資金	研修教育施設等 月額50千円	4年 (1年)	無利子	12年 (7年)	20年 (12年)	4年 (2年)	9年 (5年)
	先進農家等 月額150千円	4年 (1年)					
	指導研修 2,000千円	1年		12年	20年	1年	6年
就農準備資金	2,000千円	1年		12年 (7年)	20年 (12年)	4年 (2年)	9年 (5年)

※注1 指導研修については、対象は青年（15歳以上40歳未満）のみ  
 2 ( )内は、中高年齢者（40歳以上55歳未満）の場合

ウ 平成23年度貸付計画  
 認定就農者

区 分	貸付計画	貸付計画の内容	
就農研修資金	・ 青年 19,600千円	研修教育施設等	@月額 50千円×24カ月×3人 @月額 50千円×12カ月×2人
		先進農家等(国内) (海外)	@月額 150千円×24カ月×2人 @月額 150千円×12カ月×2人
		指導研修	@2,000千円×2人
	・ 中高年 4,200千円	研修教育施設等	@月額 50千円×12カ月×1人
		先進農家等(国内)	@月額 150千円×12カ月×2人
就農準備資金	・ 青年 5,000千円	@2,000千円×2人 @1,000千円×1人	
	・ 中高年 4,000千円	@2,000千円×2人	
合 計	32,800千円		

### 3 粗飼料収穫・調整受託事業等

#### (1) 粗飼料増産推進事業

##### ア 飼料用イネ収穫・調製受託事業

農業の国際化が進展する中、安心できる国産粗飼料の増産と水田が持つ多面的機能の維持を目的に、転作作物として飼料用イネの栽培が進められている。

農業公社は、粗飼料自給率の向上と水田農業施策を推進することを目的として、畜産農家と耕種農家の契約により栽培された飼料用イネの収穫調製作業を受託し、水田の有効活用と県産粗飼料の増産を図る。

地域名	面積(ha)	金額(千円)	備考
前橋市	5.0	1,300	飼料用イネ収穫調製及び運搬
高崎市	47.0	14,020	飼料用イネ収穫調製及び運搬
計	52.0	15,320	

##### イ 飼料用作物収穫・調製受託事業

群馬の畜産は、県内農業粗生産の4割を占めているが、高齢化や労力確保の問題などから、輸入粗飼料に頼る経営体が多い。

このことから、自給粗飼料生産の維持・拡大を図るため、自給粗飼料生産の中でもっとも労力を要する粗飼料の収穫調製作業を受託する。

地域名	面積(ha)	金額(千円)	備考
県内全域	49.0	13,610	デントコーン、ソルゴー等

#### (2) 農業基盤整備受託事業

農業基盤整備事業を所管する団体等から委託を受けて、公社が保有する農業用機械等を活用し、簡易な農地の改良や暗渠排水工事等を実施する。

地域名	面積(ha)	金額(千円)	備考
県内全域	4.0	600	

#### (3) 農業用機械等リース事業

粗飼料の増産及び耕種農家等の経営安定を図るため、当公社が購入した飼料用イネ収穫調製機械を農事法人組合等の作業受託組織にリースすることにより、県内の飼料用イネ等の作付け拡大とコントラクターの育成を推進する。

地域名	リース内容	金額(千円)	備考
前橋市	一式	950	収穫機、ラッピングマシン

#### (4) 耕作放棄地（遊休農地）利用促進対策事業

現在、耕作放棄地の増加は全国的な問題となっており、本県においてもその対策が緊急の課題となっている。

県内耕作放棄地の再利用を促進するため、各地域の実情に適した国・県・市町村耕作放棄地対策協議会等の耕作放棄地対策関連事業の選定・利用に関する助言を行うと同時に、当社の機能を活用して荒廃農地の再生・適正管理を実現する。